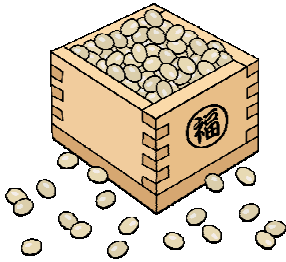


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成31年2月号 vol.52



2月に入り、今年も確定申告の時期が到来しました。税理士事務所は、ここから5月末までが長〜い繁忙期。ほぼ休みのない日々が続きます。

でもでも年の後半には楽しみがいっぱい(^_^)

先日、Jリーグの年間スケジュールが発表され、今年も友達巡りを兼ねながらの全国の旅をしようと計画しています。既に、10月の仙台での友達との集まりもみんなに声をかけ、気が早すぎて呆れられています(笑)

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



この1月7日から「国際観光旅客税」(いわゆる出国税)がスタートしています。会社が役員の出国税を負担した場合、慰安旅行として海外旅行をした場合の経費の取扱いには注意が必要です。

”日本を出国する際、2歳以上の方には一人当たり1,000円の出国税が課されます”

この1月7日からスタートしたいわゆる出国税。日本を出国する際、一人当たり1,000円が飛行機や船舶の料金に上乗せされて徴収されます。

ただし、入国後24時間以内に出国する乗継旅客や、天候・機器トラブル等のやむを得ない事情で日本に寄港した国際船舶等の乗船・搭乗者は非課税となります。

○法人が役員の出国税を負担した場合

→出国が法人の業務の遂行上必要なものであれば「旅費」となり、役員本人にも所得税が課税されることはありません。

一方で、業務の遂行上必要なものと認められなければ、役員賞与となり、法人の損金として認められず、また役員本人にも所得税が課税されます。

○慰安旅行の目的で出国し、法人が出国税を負担した場合

→①旅行期間が4泊5日以内 ②従業員の参加割合が50%以上の要件を満たす場合は、「福利厚生費」として従業員に給与としての課税はありません。

「今月の本の紹介」

「日本国紀」
(百田 尚樹 著・幻冬舎)

平成最後の年越し。年末年始にかけて読んだ本でした。古代から脈々と受け継がれてきた日本の歴史を現代まで振り返ることができる面白い一冊です。

読後の想い...何よりも日本人であることに誇りを持っていいんだなああと自信が湧いてきました。

日本人の礼儀正しさ、勤勉さなど誇るべき特質は、2千年の歴史の中で私たちのDNAに組み込まれてきたのだと思います。大切にしていきたいですね。

「気まぐれ簡単レシピ」

<坦々なベ>

- ・豚ひき肉 200g
- ・ニンク1片、ショウガ1かけ、ネギ10cm→みじん切り (A)
- ・白練ゴマ 大3、味噌 大1半、醤油 大1、酒 大1
- ・とりがらスープの素 小2、砂糖 小1/2 (B)
- ・チンゲン菜200g、豆もやし1袋 (C)

①鍋にゴマ油と(A)を入れ炒める。香りがしたら、ひき肉を加える。火が通ったら豆板醤 小1を加え炒める。

②水と(B)を加え、煮立ったら(C)を入れる。

③すりごまをふる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所